

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

① 令和4年4月分の児童扶養手当受給者の方

② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)

③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

3. 給付金の支給手続き

▶ ①の給付金は、**申請不要** (令和4年6月9日に支給)

▶ ②③に該当する方は、**申請が必要**

※申請方法等については、小浜市子育て支援情報サイト「すくすくおばまっ子」をご覧ください。下記までお問い合わせください。

■厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■小浜市役所 子ども未来課

0770-64-6013 (受付時間：平日8:30～17:15)